

令和3年12月号

オツと通信



嘘や強引な勧誘でカニや魚介類を
購入させる手口にご注意！



*海産物販売業者から電話があり「以前購入してもらった」「コロナで困っている」などと嘘や強引な勧誘があり、断り切れず承諾してしまったとの相談が寄せられています。ご注意ください！

ひとこと助言

- 販売事業者名や連絡先を名乗らない業者には注意しましょう。
- おかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘され承諾した場合は、クーリング・オフが可能です。通知の送付先が不明な場合は、商品到着時に送付元を控え、受取拒否したうえで通知を発信しましょう。
- 断ったにもかかわらず商品が送られてくることもあります。送られてきても商品を受け取らないようにしましょう。

困ったり心配になった場合は、

消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。